



計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

「健康・食育みはらプラン」は、市民一人ひとりが健康に関心をもって健康づくりに取り組む後押しをするとともに、地域・保健・教育・産業・行政等、様々な関係機関・団体が連携し、暮らしの中で自然と健康になれる環境を整備することにより、健康づくりを推進するための計画です。「健康みはら21計画」、「三原市食育推進計画」及び「三原市自殺対策計画」を一体的に整理し、策定するものです。

本市では、健康増進法に基づく「健康みはら21計画」を平成18(2006)年に、食育基本法に基づく「三原市食育推進計画」を平成21(2009)年に策定し、市民の主体的な健康づくりを地域社会全体で取り組めるよう推進してきました。取組を進める中、国の動向、本市における健康づくりや食生活等の現状及び課題を踏まえ、健康づくりと食育を一体的に推進することの必要性から、平成25(2013)年3月に「健康みはら21計画」及び「三原市食育推進計画」の2計画を融合させて「健康・食育みはらプラン」を策定し、市民協働による健康づくり及び食育推進による健康寿命の延伸を推進してきました。平成29(2017)年度には、「健康・食育みはらプラン」の中間評価及び必要な見直しを行い、計画と実態との差異・成果・課題を精査・評価しました。

また、見直しにあたり、平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を一体的に策定しました。

令和5(2023)年度に、現行の「健康・食育みはらプラン」が最終年度を迎えることから、これまでの取組の実績や目標に対する最終評価、計画策定に先立って実施されたアンケート調査の結果などを踏まえ、「健康みはら21計画」、「三原市食育推進計画」、「三原市自殺対策計画」を一体的な計画とした、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度を期間とする「第2期健康・食育みはらプラン」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の主な動き

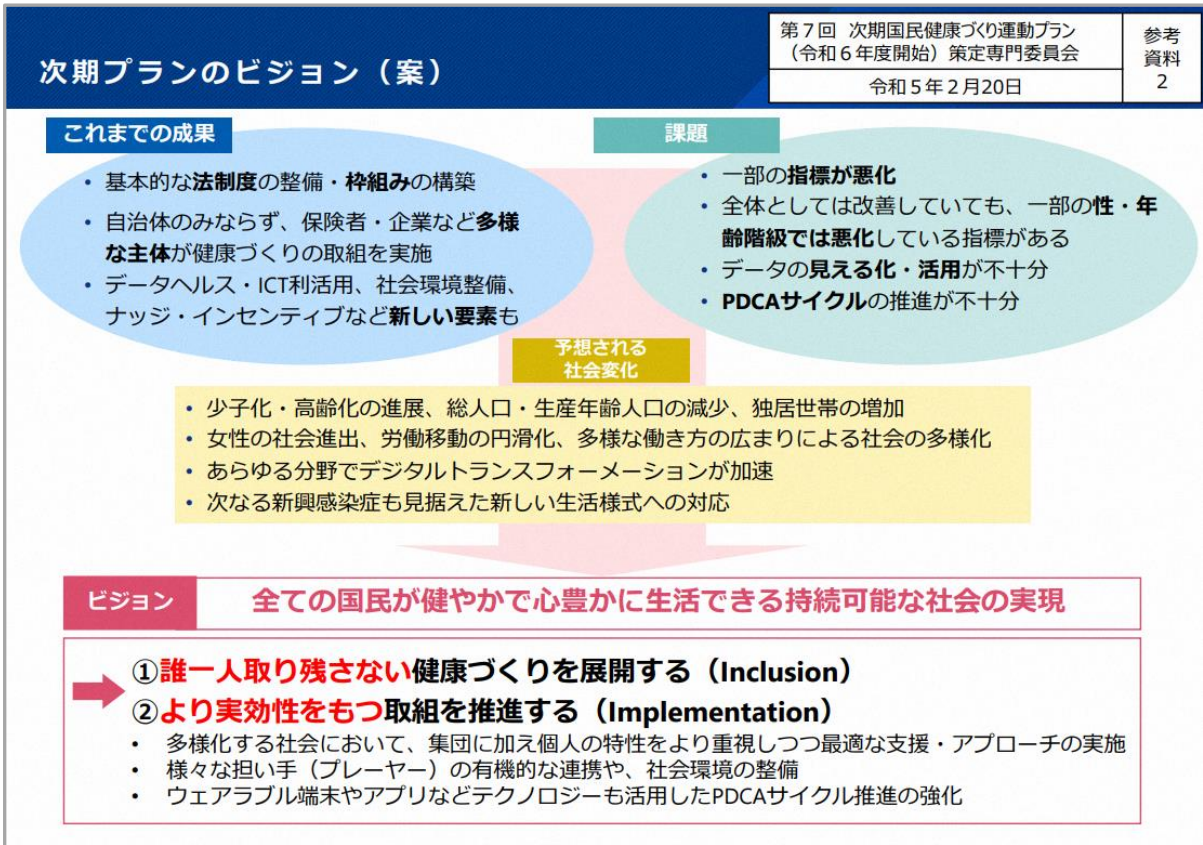
【健康日本 21（第三次）】

国では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、平成 25(2013)年度に「健康日本 21（第二次）」を施行し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」など 5 つの基本的方向性を新たに盛り込み、10 年間の健康づくりに関する取組を推進しています。令和 3(2021)年 8 月には、関連する他の計画と計画期間を一致させるため、「健康日本 21（第二次）」の計画期間を 1 年延長し、令和 5(2023)年度末までの 11 年間とし、令和 4(2022)年 10 月に健康日本 21（第二次）の最終評価を行いました。また、令和元年度には「健康寿命延伸プラン」を策定し、健康無関心層へのアプローチの強化及び地域間・保険者間の格差の解消に向けた取組を推進しています。

令和 5(2023)年 2 月に開催された厚生科学審議会（次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会）では、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（案）が示されました。

健康日本 21（第三次）の計画期間は、関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画等）と計画期間を合わせることや、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和 6(2024)年度から令和 17(2035)年度までの 12 年間とされています。

平成 12(2000)年の健康日本 21 開始以降、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、自治体、保険者、企業、教育機関、民間団体など多様な主体による予防・健康づくり、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、行動経済学を活用した仕掛けづくり・インセンティブといった、当初はなかった新しい要素の取り込みがあり、こうした諸活動の成果により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は着実に延伸してきたと評価されています。



【第4次食育推進基本計画】

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、農林水産省が令和3(2021)年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しました。基本的な方針として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

(1) 食育をめぐる現状と課題

- 高齢化が進行し、栄養バランスへの配慮の重要性が増す一方、食に関する国民の価値観や暮らしのあり方も多様化し、健全な食生活の実践が困難な場面も増加。伝統的な食文化が失われていくことも危惧。
- 食の供給面では、農林漁業者や農山漁村人口の高齢化・減少が進む中、食料自給率が低下している一方、食品ロスが発生している。また、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっている。
- 「SDGs（持続可能な開発目標）」においても、栄養改善や教育、持続可能な生産消費形態の確保などの食育に関係が深い目標があり、食育の推進は SDGs の達成にも寄与。
- 「新たな日常」に対応してデジタルツールやインターネット等を活用していくことが必要。
- 上記を踏まえ、以下の3つを重点事項とし、SDGs の観点から相互に連携して総合的に食育を推進する。

(2) 重点事項

重点事項1：生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）

重点事項2：持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）

重点事項3：「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

(3) 食育推進の目標：16の目標と24の目標値

追加、見直しを行った主な項目

- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の増加
- ・学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の増加
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の増加 等

【自殺総合対策大綱】

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされています。平成19(2007)年6月に策定された後、平成24(2012)年8月と平成29(2017)年7月に見直しが行われました。平成29(2017)年に閣議決定された大綱について、令和3(2021)年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4(2022)年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

【新しい自殺総合対策大綱のポイント】

- ① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ② 女性に対する支援の強化
- ③ 地域自殺対策の取組強化
- ④ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

【当面の重点施策】

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

(2) 県の主な動き

【いのち支える広島プラン（第3次計画）】

広島県では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会（自殺者ゼロ）の実現」をめざして、「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」を策定しています。「いのち支える社会的取組の充実」、「精神保健医療福祉サービスの充実」、「自死遺族の支援の充実」、「連携・協働して支援する体制の整備」を基本方針とし、ICTを活用した相談対応の拡充や、かかりつけ医と精神科医等の連携など相談体制整備と連携体制強化などを中心とした自殺対策に取り組んでいます。

【自殺対策の基本的認識】

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 自殺で亡くなる人の数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組はP D C Aサイクルを通じて推進する

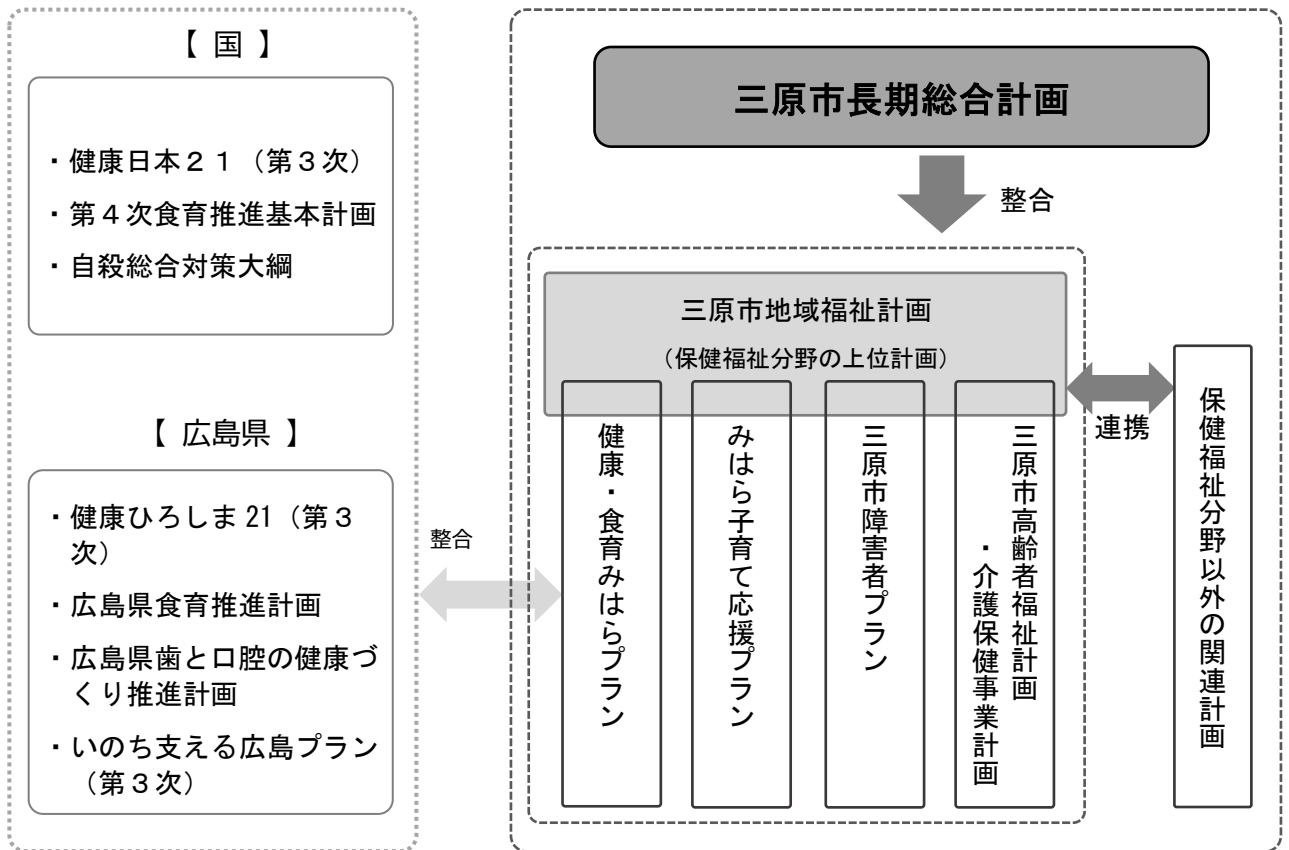
【基本方針と施策の方向】

- (1) いのち支える社会的取組の充実
 - 県民への啓発とスティグマの解消
 - 自殺対策を支える人材の育成
 - 生きることの促進要因への支援
- (2) 精神保健医療福祉サービスの充実
 - 適切な精神科医療の提供
 - 保健福祉サービスとの連動
- (3) 自死遺族の支援の充実
 - 遺された人の苦痛の緩和
- (4) 連携・協働して支援する体制の整備
 - 関連施策及び関係機関の連携と総合的な対策の推進
 - 市町への支援の強化

3 計画の位置づけ

本計画は、「三原市長期総合計画」を上位計画とし、その保健福祉分野の計画である「三原市総合保健福祉計画」の一つを構成するものとして、これからの三原市の健康づくり及び食育推進、自殺対策の方向性を総合的に示す計画として位置づけます。

また、本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画、及び自殺対策基本法第13条の2に基づく市町村自殺対策計画を一体的に策定するものです。



4 計画の期間

本計画は、令和 6(2024)年度から令和 17(2035)年度までの 12 年間で計画期間とします。

なお、6 年後となる令和 11(2029)年度に見直しを行うものとし、健康増進、食育推進、自殺対策の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行いながら、適宜内容の見直しを行います。

5 SDGs との関連性

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。

2015 年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられており、17 のゴールから構成されています。

本計画は、健康増進、食育推進、自殺対策の 3 分野から構成されていることから、関連のある目標は、「1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」、「2. 飢餓をゼロに」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」などが挙げられます。

